

役員報酬、評議員報酬及び 費用弁償に関する規程

社会福祉法人照島会

役員報酬、評議員報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人照島会（以下「法人」という。）の定款の規定に基づき役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「役員等」とは役員（理事・監事）、評議員、第三者委員（特養入居検討・相談苦情処理）及び評議員選任・解任委員をいう。

(会議等への出席報酬)

第3条 役員等が理事会、評議員会、入居検討委員会、相談苦情処理委員会、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。なお、オンライン会議（WEB会議）の場合は、報酬のみ支給する。

内部経理監査についても同様とする。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長の報酬は月額200,000円とする。

- 2 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、理事長の要請を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。
- 3 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の要請を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導、監査の業務及び実地指導・指導監査へ立ち合った場合は、別表3により報酬及び旅費相当の費用弁償をする。

(出張に係る旅費等)

第6条 役員が業務のため旅行（出張）をするときは、別表4により旅費等を支給する。

- 2 旅費等の決定にあたっては、社会福祉法人照島会旅費規程を準用する

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第7条 役員等の報酬及び費用弁償は、出席の都度、支給する。

- 2 理事長報酬は、毎月21日に本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。この日が休日にあたる場合は、給与規程第6条に準じた日とする。
- 3 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込みことができる。

(報酬及び費用弁償の支給制限)

第8条 社会福祉法人照島会の経営する施設の職員が役員を兼ねる場合は、第6条を除いて報酬及び費用弁償は支給しない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

1. この規程は令和6年1月22日に制定し、令和6年7月1日に遡及適用する。
2. 平成18年3月29日制定の役員等費用弁償規程は廃止する。

別表1（第3条関係）

| 区分 | 報酬（日額） | 費用弁償 | 備考 |
|------------|--------|--------|--|
| 役員 | 5,000円 | 1,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償については、いちき串木野市内は一律1,000円支給。 ・市外については実費または1キロメートル当たり37円支給。 |
| 評議員 | 5,000円 | 1,000円 | |
| 第三者委員 | 5,000円 | 1,000円 | |
| 評議員選任・解任委員 | 5,000円 | 1,000円 | |

別表2（第4条関係）

| 区分 | 報酬（日額） | 費用弁償 | 備考 |
|-----|--------|--------|--|
| 理事 | 7,000円 | 1,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償については、いちき串木野市内は一律1,000円支給。 ・市外については実費または1キロメートル当たり37円支給。 |
| 評議員 | 7,000円 | 1,000円 | |

別表3（第5条関係）

| 区分 | 報酬（日額） | 費用弁償 | 備考 |
|----|--------|--------|--|
| 監事 | 7,000円 | 1,000円 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償については、いちき串木野市内は一律1,000円支給。 ・市外については実費または1キロメートル当たり37円支給。 |

別表4（第6条関係）

| 区分 | 旅費等 | | | | | | |
|--------|------------|---------------------------|---------|---------|-------------|-----------|-----|
| | 日当 (日額) | 車賃 | 宿泊料 | | 食卓料 (1夜) | 鉄道賃 船賃 | 航空賃 |
| | | | 県内 | 県外 | | | |
| 役員等 | 7,000円 | 実費 又は1キロメートル当たり 37円 | 11,800円 | 13,100円 | 2,600円 | 実費 | 実費 |
| 職員兼務役員 | 5,000円 | | | | | | |